

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第108号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表伏見区役所深草支所の款区民部の項中

「

まちづくり 推進課	
--------------	--

を

」

「

まちづくり 推進課	
大岩街道周 辺地域環境 整備課	環境整備係長

に改め、同款福祉部の項中

」

「保護第二係長」を「保護第二係長 保護第三係長」に改める。

第4条第2項第2号中「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第12号」を「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第13号」に改める。

第6条区民部の款総務課の項第13号中「まちづくり推進課の項第12号」を「まちづくり推進課の項第13号」に改め、同款まちづくり推進課の項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 大岩街道周辺地域環境整備課の庶務に関すること(伏見区役所深草支所に限る。)

第6条区民部の款まちづくり推進課の項の次に次の1項を加える。

大岩街道周辺地域環境整備課

(1) 大岩街道周辺地域の環境の整備に関する調査, 企画, 連絡及び調整に関するこ
と。

附 則

この規則は, 平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)